

**(19) セクシュアル・ハラスメント等人権侵害対策委員会****① 設置の趣旨（目的）及び組織****ア 組織設置の趣旨（目的）**

セクシュアル・ハラスメント等人権侵害対策委員会は、本法人構成員のセクシュアル・ハラスメント等人権侵害に関する事項について取り扱うことを目的として、平成16年度に人権及びセクシュアル・ハラスメント委員会として設置され、平成17年度に現委員会名に改称された。なお、平成15年度以前には、セクシュアル・ハラスメントについてのみ対応する「セクシュアル・ハラスメント対策委員会」が置かれていた。

**イ 組織の構成及び構成員等**

セクシュアル・ハラスメント等人権侵害対策委員会は、学長が指名した理事、学系長、保健管理センター所長、学長が指名した附属学校長1人、事務局長、その他学長が指名した者若干人をもって組織し、委員のうち、少なくとも1人は女性とする。

また、委員会の下にセクシュアル・ハラスメント等人権侵害防止対策専門部会を置き、対策委員会委員長が指名する当該委員若干人、各学系から選出された教員各2人、各附属学校から選出された教員各1人、総務課長、学生支援課長、その他対策委員会委員長が指名した者若干人で組織する。

**② 運営・活動の状況****ア 委員会等の開催状況**

平成27年度においては、委員会を3回開催した。

**イ 審議された主な事項**

- i) セクシュアル・ハラスメント等人権侵害防止対策専門部会の設置
- ii) 平成27年度セクシュアル・ハラスメント等人権侵害防止対策計画
- iii) セクシュアル・ハラスメント等人権侵害防止等規則等の一部改正

**ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等**

セクシュアル・ハラスメント等人権侵害防止対策のため、次の事業を計画し、実行した。

- i) 教職員対象の防止対策
  - ・ 毎月1回、ハラスメント関連情報を、教職員全員に電子メールで周知した。
  - ・ 相談員等を対象に、平成27年6月1日（月）に、相談員等研修会を開催した。
  - ・ 平成27年12月16日（水）に、ハラスメント防止研修を実施した。
- ii) 学生対象の研修会
  - ・ 平成27年4月8日（水）開催の学部・大学院の「新入生オリエンテーション」において、委員会委員が、ハラスメントの防止について説明した。
  - ・ 学部3年生及び大学院教育職員免許取得プログラム受講学生を対象として平成27年5月13日（水）実施の小学校実習事前指導の際に、ビデオ上映研修を実施した。
  - ・ 平成27年12月16日（水）に、ハラスメント防止研修を実施した。
- iii) セクシュアル・ハラスメント等人権侵害防止等規則等の一部改正
  - ・ 現行のハラスメント等人権侵害に関する規則等は、平成17年に施行され、その後、数回の改正が行われたが、必ずしも、昨今のハラスメントの実態に対応できていない箇所が見受けられ

るようになったため、関係規則等の一部改正を行った。

**③ 優れた点及び今後の検討課題等**

大学構成員一人一人のセクシュアル・ハラスメント等に対する意識を高めるため、引き続き講演会等を中心とした啓発・防止対策活動の一層の充実を図る予定である。